

地域医療支援病院名称承認申請概要書

1 開設者の住所等

住 所	知多市三反田 3 丁目 1 番地の 2
名称及び代表者職・氏名	西知多医療厚生組合 管理者 鈴木 淳雄

2 病院の名称等

名 称	公立西知多総合病院					
所 在 地	東海市中ノ池三丁目 1 番地の 1					
診療科名	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、神経内科、血液内科、内分泌・代謝内科、リウマチ科、外科、呼吸器外科、消化器外科、血管外科、脳神経外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、緩和ケア外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、救急科、歯科口腔外科、麻酔科（計 31 診療科）					
病 床 数	精 神	感 染 症	結 核	療 養	一 般	合 計
					4 6 8	4 6 8 床

3 施設の構造設備

施 設 名	設 備 の 有 無	
集 中 治 療 室	①	無 病床数 8 床
化 学 検 査 室	①	無
細 菌 検 査 室	①	無
病 理 検 査 室	①	無
病 理 解 剖 室	①	無
研 究 室	①	無
講 義 室	①	無
図 書 室	①	無
救急用又は患者搬送用自動車	①	無 保有台数 1 台
医薬品情報管理室	①	無

4 他の病院又は診療所から紹介された患者に対する医療を提供する体制の整備状況

(1) 紹介率

紹介患者の数 (A)	初診患者の数 (B)	紹介率 (A/B×100)
8,978人	15,442人	58.1%

(2) 逆紹介率

逆紹介患者の数 (C)	初診患者の数 (B)	逆紹介率 (C/B×100)
13,618人	15,442人	88.2%

5 共同利用のための体制の整備状況

(1) 共同利用の実績

前年度の共同利用を行った医療機関の延べ機関数	1,279施設
うち申請者と直接関係のない医療機関の延べ機関数	1,279施設
共同利用に係る病床の病床利用率	10.0%

(2) 共同利用の範囲

施設名等	開放型病床、画像検査機器（CT、MRI、UGI、X線骨密度検査、マンモグラフィー検査、歯科インプラントCT検査、歯列矯正セファローX-P検査）、生理検査機器（超音波検査、長時間記録心電図、長時間記録血圧計、脳波検査、肺機能検査、血管内皮機能検査）、図書室、会議室、研究室
------	---

(3) 共同利用の体制

共同利用に関する規定	④ ・ 無
利用医師等登録制度の担当者	④ ・ 無

(4) 利用医師等登録制度

登録医療機関数	180施設
うち申請者と直接関係のない医療機関数	180施設

(5) 常時共同利用可能な病床数

常時利用可能な病床数	5床
------------	----

6 救急医療を提供する能力の状況

(1) 重症患者の受け入れに対応できる医療従事者

職 種	専 従		非 専 従	
	常 勤	非 常 勤	常 勤	非 常 勤
医 師	6 人	0 人	3 8 人	1 2 人
看護師	5 7 人	3 人	0 人	0 人
その他	0 人	0 人	9 0 人	2 人

(2) 重症救急患者のための病床

優先的に使用できる病床	8 床
専用病床	1 2 床

(3) 重症救急患者に必要な検査又は治療を行うために必要な診療施設

施 設 名	救急診療センター、救急病棟、ICU、手術センター、血管造影室、検体検査室（化学検査室）、放射線検査室
-------	--

(4) 救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者数	5, 4 8 3 人
--------------------------	------------

(5) その他

「救急病院等を定める省令」（昭和 39 年厚生省令第 8 号）に基づき知事の救急病院の認定を受けている病院である場合	☑・否
「救急医療対策の整備事業について」（昭和 52 年 7 月 6 日付け医発第 692 号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している場合	☑・否

7 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力の状況

(1) 研修の実績

研 修 の 内 容	回 数	研 修 者 数
医学、薬学などの医療に関する研修会、症例検討会、臨床病理検討会等	1 7 回	2, 0 2 0 人

(2) 研修実施のための施設及び設備

施設名等	講堂、第一会議室、第5会議室
------	----------------

8 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法及び閲覧方法

(1) 管理責任者等

管理責任者	① ・ 無
管理担当者	① ・ 無

(2) 閲覧責任者等

閲覧責任者	① ・ 無
閲覧担当者	① ・ 無

9 医療法施行規則第9条の19第1項に規定する委員会の構成

学 識 経 験 者	1人
医師会等医療関係団体の代表	7人
地域の住民代表	2人
当該病院の関係者	5人
そ の 他	3人

10 患者からの相談に適切に応じる体制

患者相談を行う場所	患者サポートセンター各種相談窓口
-----------	------------------

11 居宅等における医療の提供の推進に関する支援

居宅等医療提供施設等における連携の緊密化のための支援等	<ul style="list-style-type: none">・患者サポートセンターの設置・地域包括ケアシステム構築会議等の連携会議への参加・在宅療養後方支援病院としての受入れ支援・在宅医療・介護連携ネットワークへの参加
-----------------------------	--

医療を受ける者又は地域の医療提供施設に対する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等による情報提供 ・ 地域の医療機関への訪問活動 ・ 地域の医療従事者を対象とした学術研究会の開催
その他居宅等における医療の提供の推進に関し必要な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問看護師連携会議等の開催 ・ 在宅療養診療所へのバックアップ体制

1 2 その他地域医療支援病院に求められる取組み

(1) 連携体制を確保するための専用の室等

施設名称	地域医療連携室
担当者	⑦ ・ 無

(2) 病院の機能に関する第三者による評価

病院の機能に関する第三者による評価	⑦ ・ 無
-------------------	-------

(3) 退院調整部門

退院調整部門	⑦ ・ 無
--------	-------

(4) 地域連携を促進するための取組み

策定した地域連携クリティカルパス	・ 脳卒中地域連携パス
------------------	-------------

(5) 病院が果たしている役割に関する情報発信

情報発信の方法	ホームページ、広報誌、市民公開講座の開催 等
---------	------------------------